

C  
18

久恒鉦匠増匠許可書

昭和十九年十二月十二日

用紙  
昭和十九年一月三日  
昭和十九年一月三日





領收証

一、金七千圓也

但、福岡縣、松橋權登、株第壹、四八號、領區、  
內、前、萬、志、千、坪、對、松、進、增、區、付、重、被、領、

區、設、定、第、一、次、金、

右、正、領、收、領、也、  
昭和十九年、前、月、九、日、  
福岡縣、嘉、穂、市、大、字、半、隈、三、五、三、二、

代表者、社、長、久、恒、貞、雄、

共同、石、炭、株、式、會、社、  
代表、取締役、入、交、太、藏、殿、

久恒鐵業株式會社



大州本部  
一三〇八一

本州 370,000  
H 240,000



三井鑛山株式會社

昭和十一年拾月五日

共同石灰株式會社 御中

御座る御座るに關する契約締結について

貴社日吉炭礦より弊社山野鑛區一部に關する契約は別紙案に  
より締結のことに致し度く存じますから御檢封の上お返支無ければ  
御座り下さいます様を願ひ致します。

本案は實て貴我兩社に於て行合せの結果意見の一致をみたものであ  
りますから御高言下さい。

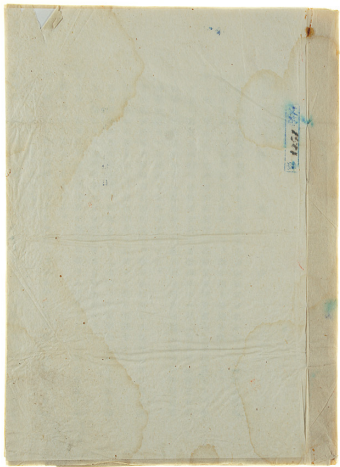
昭和十一年拾月五日

三井鑛山株式會社  
御中



三井鑛山株式會社  
御中





1851





製

約

書

三井礦山株式会社を甲とし、共同石灰礦業株式会社を乙とし、甲所有の山野礦區の一部に掘進するについて、左の通り契約を締結する。

第一條 甲は乙が乙所有の福岡縣探掘發見第壹貳七八號礦區より、甲所有の福岡縣探掘發見第壹壹壹壹號礦區の一部（別紙圖面朱記々號の區域）内に採掘する炭層中、産生八尺上層及本層（別紙炭層柱狀圖肥殿の通り）を採掘する事を承諾する。

甲は乙が新項の區域及炭層に對し、礦業法第三十六條の規定に基く掘進増區の出現をなし、重箱鑛區を設定する事を承諾する。

乙は前項の重箱鑛區内の採掘を完了した時、又は契約が解除された時は、直にその掘進増區々域を滅區するものとする。

第二條 乙は前條の掘進増區の承諾に對する代償として、別に定むる金額を甲に支拂ふものとする。

第三條 乙は本件區域の掘進について、孰れ甲に施業案を提示して甲の承諾を得なければならぬ。

第四條 乙の本件採掘に對し、甲が獨特その履行狀況の調査又は參考資



料の交付を希望する時は、乙は直に之に照函しなければならぬ。

第五條 乙は本契約に基く採掘その他の作業に起因する陥落其他の事故に對し、一切の責任を負ふものとし、甲に對しては些も迷惑を及ぼさないものとする。

第六條 乙はその採掘區域内に於て火災、水害等の災害により甲に對し危害又は損害を及ぼさない様注意すると共に、若し危害又は損害を興ふる事態を生じた時は、甲は乙に對し被害を賠償せると共に爾後本契約を解除する事が出来る。

第七條 乙が本契約に違反した場合は甲は本契約を解除する事が出来る。其の契約違反の爲甲に損害を蒙らしめた時は乙は相當の賠償をなすものとする。

本契約解除の爲乙に於て損害を蒙ることあるも甲に對し何等の賠償をなさないものとする。

第八條 乙は本件に關する權利義務を甲の承諾を得ることなしに第三者に譲渡することは出来ない。

第九條 本契約は關係法律令に基づく許認可がない場合は無効とする。

右契約の附として本誓紙を作成して、甲乙各々その誓紙を保有するものとす。

昭和貳拾貳年 參月 拾五日

東京都中央区日本橋區町貳丁目壹番地

甲 三井礦山株式會社

社長 長山川良

東京都中央区曙町丁日拾壹番地

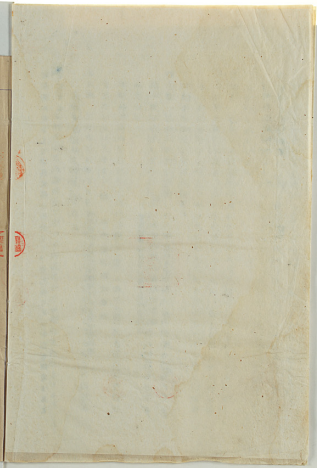
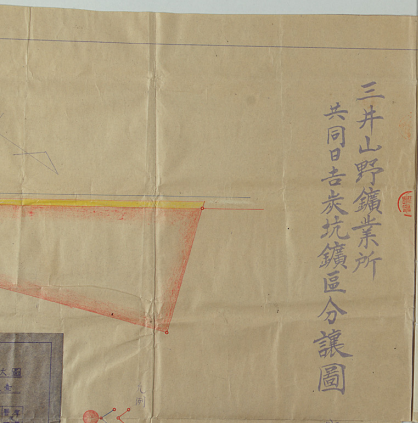
乙 共同採掘研究株式會社

取締役長 入交太



三井山野鑛業所  
共同日吉炭坑鑛區分讓圖

縮尺三千



三井鑛業所  
共同日吉炭坑  
鑛區分讓圖  
縮尺三千

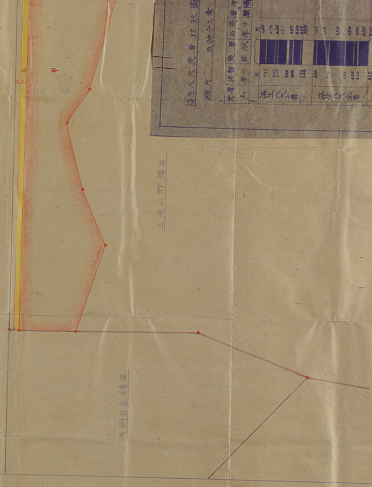
大圖  
全  
三井  
鑛業所



日紙抽出線

馬四日吉線區

三井山野線區



陸軍第八八式測厚柱狀圖

附式 五檢合式表

測厚柱狀圖之說明書

五、測厚柱狀圖之圖解

五	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120
五	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
五	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140
五	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150

陸軍第八八式

測厚柱狀圖

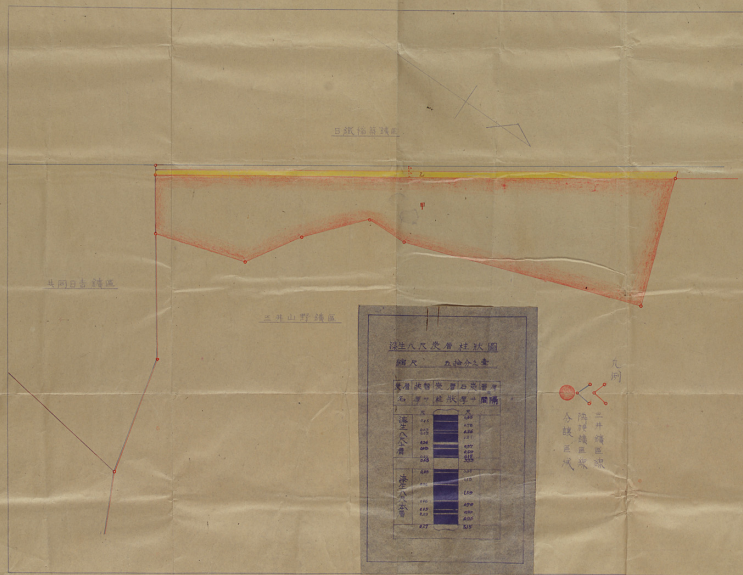
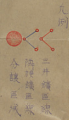
三井山野鑛業所  
 共同日吉炭坑鑛區分讓圖

縮尺 三千分之一

日吉炭坑鑛區

共同日吉鑛區

三井山野鑛業所





覺 書



三井鑛山株式会社を甲とし、共同石炭鑛業株式会社を乙とし、甲所有の石炭鑛區中の一部を乙が採掘するについて、昭和貳拾貳年 参 月 拾 五 日附を以て締結した契約書即ち條に基き、甲乙間に左の通り覺書を締結する。

第一條 該條區域内の採掘し得る炭量は左の通りとし、實際の採掘量に於て過不足あるも、甲乙共に何等異議を申し立てないものとする。  
可採炭量 參拾參萬參千零百担。

第二條 乙は本契約に基き採掘する石炭の、毎期平均総炭全國買取價格（右價格は日吉の生粉價格とし、配炭全國改組成ひは解体した場合に右に準ずる價格とする）の百分の三を基準とした價格を原價として、昭和廿二年上期より昭和廿三年下期迄に支拂完了する様に毎期末に甲に支拂ふものとする。

昭和貳拾貳年 参 月 拾 五 日

以 上



甲

乙

東京都中央区日本橋区町紙丁日野番地壹

三井物産株式会社  
長山川

島一

東京都中央区日本橋区町紙丁日野番地壹

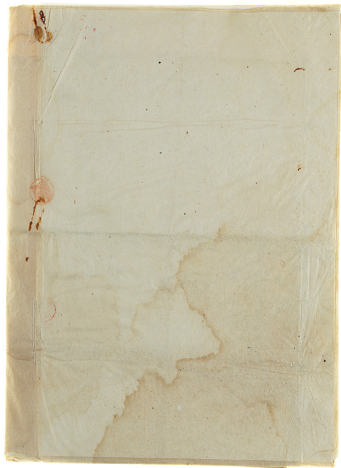
三井物産株式会社  
長山川

取締役社長 人 交 太



Vertical text on the left side, likely bleed-through from the reverse side of the document.





昭和

年

月

日

福岡縣嘉穂郡大隈町大字牛隈  
共利石炭業  
株式會社

日吉鑛業所

電話(大隈局)一一番

北九州石灰統制組合

北石敬號第九三號ノ三

昭和二十年五月十日

北九州石灰統制組合

敬請 賜顧



共同石灰壘集株式會社  
代表取締役 入

交 太 藏 殿

日青炭礦地増産奨励券の賣却返還ノ件

先般石灰統制會統制規程第十二條ノ規定ニ依リ日青炭礦地増産區承認  
申請書ニ御添付相成候要約書該許可封御返還申上候ニ付御査收被下度  
候

以 上

製 約 書

久恒建築株式會社ヲ甲トシテ共同石炭物業株式會社ヲ乙トシ乙  
カ甲所有ノ石炭地帯ノ一部を譲渡スルニ付契約スルコト左  
ノ如シ

前條條 甲ハ乙カ該國總探出權發給第壹貳七八號地帯コリ甲所  
有ニ係ル該國縣視察地帯發給第壹〇四八號地帯ノ中該紙回承  
ノ區域一併面積壹万壹千坪ノ内ニ該存スル海軍八尺層以上  
ノ炭層即チ海軍八尺層、下マ八尺層、蠟燭五尺層ヲ採掘ス  
ルコトヲ承諾シ新築法製炭粉大修ニコル採掘區域出願ヲ爲  
シ該地帯區ヲ設定スルコトヲ承諾スルモノトス  
前條條 前條ノ代金ハ合七千圓也トシ本契約締結ト同時ニ乙ヨ  
リ甲ニ支拂フモノトス



第拾條 第壹條ニ依テ官廳ノ手續並ニ費用ハ乙ノ負擔トス  
 第陸條 本契約ハ關係官廳及石炭統制會ノ許諾ヲ得ルコト能  
 ハサルトキハ無効トシ甲ハ直チニ第貳條所定ノ金額ヲ乙ニ  
 返還スルモノトス  
 右契約ノ履行トシテ本第貳條ヲ作製シ各自營運ヲ保存ス  
 昭和拾九年 貳月 八日

隨圖添ふる大正十一年改定大正十一年改定

甲 久 飯 福 業 株 式 會 社

代表取締役 久 飯 實 雄

若松市 大崎五丁目 實業地ノ變

乙 大崎五丁目 株式會社

代表取締役 入 交 太 郎



縮尺六十分の一





昭和九年式月九日

關東鐵道株式會社

甲 久恆 鐵業株式會社

代表取締役 久恆 貞雄

若松市 青島町二丁目

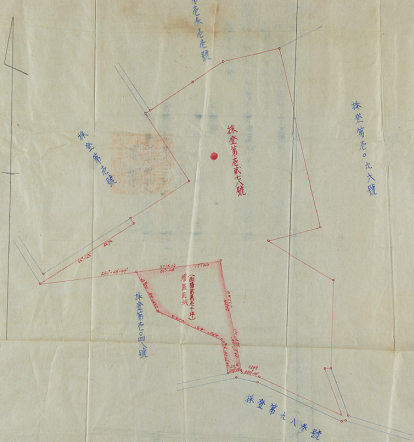
地ノ覽

乙 青島地產株式會社

代表取締役 入交 太蔵



縮尺六十分一



昭和九年 式月 几日

昭和九年 式月 几日

甲 久 恆 鋼 業 株 式 會 社

代 理 取 締 稅 久 恆 買

若 松 市

乙

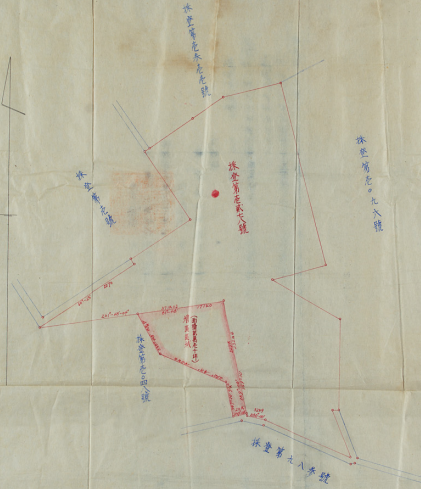
代 理 取 締 稅 入 安 太 屋



入 安 太 屋



縮尺六十分之一



同窓修 集巻修ニ依ル官廳ノ手紙並ニ費用ヘ乙ノ異論トス

有  
意  
家  
長  
ノ  
手  
紙

一  
下  
書



承 認 書

昭和十九年二月九日附テ以テ共同石灰煉製株式會社取得粉砕社長  
人交太殿ト當會社取締役社長久恒貞雄ト締結シタル販賣探地  
權並第一二七八號石灰煉區ヨリ共同探地權壹拾一〇四八  
畝石灰煉區内へ既高野千坪ノ内ニ於テ高單八尺層、上層八尺層  
編五尺層ノ未掘ニ付中斷探地第三十六條ニ依リ地權探區ノ契  
約ヲ承認シテ候也

昭和十九年 月 日

共同探地權壹拾一〇四八畝

領業權者 久恒製業株式會社

發委者 山口 島 城

全 末 廣 房

市



寫

契約書

久恒鉱業株式會社ヲ甲トシテ 共同石炭鉱業株式會社ヲ  
乙トシ乙カ甲所有ノ石炭鉱區一帯ニ掘進増産区ニ付初大  
約スルコト左ノ如シ

第一條

甲ハ乙ノ福岡縣探採權登錄第壹七〇八号  
ヨリ甲所有ニ係ル福岡縣探採權登錄第壹七〇八号

鉱區ノ中別紙圖示ノ區域(此面積貳萬壹千坪)内ニ貳  
存ス海軍八尺層以ヒ、炭層節ノ海軍八尺層トマ

八尺層 蝙蝠立尺層ヲ採掘スルコトヲ承諾シ鉱業法

第參拾六條ニヨリ掘進増産区ニ願ヲ爲シ重復掘區

ヲ設置スルコトヲ承諾スルトス

第二條 前條ノ代金金七千円トシ本契約締結ト同時ニ乙ヨ

第三條

第一條ニ依ル官廳ノ手續並ニ費用ハ乙ノ負擔トス

第四條

本契約ハ關係官廳及石炭統制會ノ許可ヲ得ルコト能  
ハルトス其效ケシ甲ハ乙ニ年貳條所定金額ヲ乙ニ返還セ

右契約ノ證トシテ本書貳通ヲ作製シ各自壹通ヲ保存ス

昭和拾九年貳月九日

福岡縣嘉穂郡大隈町牛隈三三三ノ三

甲 久恒 鉱業株式會社

代表取締役 久恒 貞 雄

福岡縣嘉穂郡牛所三三三同二〇六ノ一

乙 共同石炭鉱業株式會社

代表取締役 入交 大藏

代表取締役 入交 大藏

代表取締役 入交 大藏

代表取締役 入交 大藏

代表取締役 入交 大藏

代表取締役 入交 大藏

代表取締役 入交 大藏

代表取締役 入交 大藏

代表取締役 入交 大藏

代表取締役 入交 大藏

代表取締役 入交 大藏

代表取締役 入交 大藏

代表取締役 入交 大藏

